

資料45-1

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3056号)

<目 次>

1 諒問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	4
・電気通信事業法施行規則の一部を改正する 省令案	

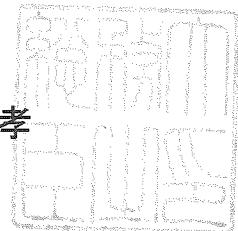


諮詢第3056号
平成25年5月7日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣

新藤 義孝



諮詢書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定による基礎的電気通信役務の提供に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮詢する。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案について

I 改正の背景

- (1) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）では、基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく全国における提供が確保されるべき電気通信役務）の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、同役務に関する規律を設けている。この基礎的電気通信役務の対象については、従前は、加入電話（基本料）、第一種公衆電話、緊急通報とされていた。
- (2) 平成22年12月に「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」（平成22年情報通信審議会答申。以下「平成22年答申」という。）において、「メタルの加入電話の提供義務が（略）光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避すること」を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象に「加入電話に相当する光IP電話」を追加することが提言された。
- この提言を受けて、平成23年4月に電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成23年総務省令第42号。以下「平成23年省令改正」という。）を行い、基本料金の額が適格電気通信事業者（NTT東西）が提供する加入電話の月額住宅用基本料金の額の最高額（現在1,700円）を超えないOABJ番号の光IP電話等のうち、加入電話を提供する事業者により提供されるものについて、「加入電話に相当する光IP電話」として基礎的電気通信役務の対象に追加することとした。
- (3) 平成23年省令改正の附則においては、加入電話に相当する光IP電話について「その提供の状況、市場環境の変化等を勘案しつつ検討を加え、必要な見直しを行う」ことが規定されているところ、平成23年省令改正から約2年が経過したこれまでの間に、光IP電話を取り巻く状況については、加入光ファイバ接続料の低廉化、OABJ番号の光IP電話の普及の進展、東日本大震災の復興エリアにおける通信インフラ整備の必要性等の変化が生じている。このような状況の変化を踏まえると、加入電話に相当する光IP電話の料金の要件を多様化することで、基礎的電気通信役務に関する規律が光ファイバ整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが期待されているといえる。
- (4) 本件電気通信事業法施行規則の一部改正は、こうした平成22年答申からの状況の変化等を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する光IP電話の新たな類型を追加するものである。

II 改正の内容

(1) 加入電話に相当する光 I P 電話の類型の追加（電気通信事業法施行規則第 14 条第 3 号関係）

基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する O A B J 番号の光 I P 電話の類型（※1）について、「その基本料金の額が、適格電気通信事業者が提供する加入電話の当該区域の局級区分に応じた事務用・住宅用区分の基本料金の額（プッシュ回線用のもの）（※2）を超えないもの」を追加する。

※1 これまでと同様に、基礎的電気通信役務の対象となる加入電話に相当する O A B J 番号の光 I P 電話は、加入電話を提供する電気通信事業者が提供するものに限る。

※2 適格電気通信事業者が提供する加入電話の局級区分に応じた事務用・住宅用区分別のプッシュ回線用の基本料金の額は次のとおり（括弧内は加入電話のダイヤル回線用の基本料）。

	3 級局	2 級局	1 級局	旧 2 級局	旧 1 級局
				（※3）	（※3）
事務用	2,500（同）	2,400（2,350）	2,400（2,300）	1,650（1,450）	1,350（1,150）
住宅用	1,700（同）	1,600（1,550）	1,600（1,450）	1,150（950）	950（750）

※3 旧 2 級局及び旧 1 級局とは、平成 7 年 2 月の基本料金改正前の旧 2 級局（加入者数 800 以上、8,000 未満）及び旧 1 級局（加入者数 800 未満）を指す。

(2) 附則

施行日を定める。

III 施行日

施行日は公布の日とする。

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

（基礎的電気通信役務の範囲）		（傍線の部分は改正部分）
改正案	現行	
第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。	第十四条 法第七条の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。	
一・二 （略）	一・二 （略）	
三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電話用設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの	三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電話用設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの	
イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備 （当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて同一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一種類の電気通信役務に係るものを含み、そ	イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備 （当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。）に限る。以下同じ。）のみを用いて提供される電気通信役務 インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの（当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて同一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネ	

れ以外のときは、その種類の電気通信役務に係るものと除く。以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるもの

(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。)をいう。以下同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるもの

(1) 適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金額をいう。以下同じ。)の支払を要しない契約に係るものと除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額で提供されるもの

(2) 当該光電話役務の提供に係る区域における適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務(施設設置負担金の支払を要しない契約に係るものと除く。)の基本料金の額(押しボタンダイヤル信号とそれ以外とに区分されている場合は押しボタンダイヤル信号に係る額とし、住宅用とそれ以外とに区分される場合は利用の態様に応じた区分に係る額とする。)を超えない額

5

(1)に掲げるものを除く。)

(2) 地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。）が所有する電気通信設備に長期かつ安定的な使用権を設定することにより提供される光電話役務であつて、(1)に規定する基本料金の額が、月額住宅用基本料金の最高額に当該額の一割に相当する額をえた額未満で提供されるもの

(3) 光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて(1)又は(2)に規定する光電話役務に相当するものとして別に告示で定めるもの
□ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備（イに該当する電気通信役務に係るものに限る。）に係る緊急通報 警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの（イに掲げるものを除く。）

(3) (同上)
(2) (同上)

附 則
この省令は、公布の日から施行する。